

予算と事業

❖一般会計当初予算は、

109億5,676万7,000円を計上

❖災害復旧などの震災関連費の増で

全体では72・2割の大幅増

本町の平成29年度当初予算が、町議会3月定例会で成立しました。

今年度の一般会計予算は、昨年発生した熊本地震および豪雨災害の復旧・復興経費を盛り込んだ予算となったため、歳入・歳出それぞれ109億5,676万7,000円、前年度対比で72・2割増の大型予算となりました。

歳出面では、災害からの一日も早い復旧のための「災害復旧費」や被災し住家を失われた方の住宅支援のための「災害公営住宅建設事業」、また、震災ごみの廃棄物処理事業などにより、歳出総額は45億9,231万円の増額とな

りました。

歳入面では、震災の影響で町の自主財源である町税は約7,100万円の減額となっていますが、震災復旧事業に伴う国県支出金、地方債は大幅な増加となっています。

しかし、震災復旧には多額の経費が必要となるため、通常事業の徹底した経費削減を図りましたが、それでも不足する財源を補うため、財政調整基金（町の貯金）を取り崩すことで予算編成を行いました。

主な事業は、災害公営住宅建設事業、安津橋総合運動公園整備事業、災害復旧事業や災害廃棄物処理事業などです。

❖平成29年度当初予算一覧

会計	項目			予算額
一般会計	歳入			109億5,676万7,000円
	歳出			109億5,676万7,000円
特別会計	国民健康保険特別会計			19億6,980万3,000円
	介護保険特別会計			14億5,232万4,000円
	後期高齢者医療特別会計			1億4,301万7,000円
	計			35億6,514万4,000円
	上水道事業	収益的収入	事業収益	1億4,559万1,000円
		および支出	事業支出	1億4,559万1,000円
		資本的収入	資本的収入	7,574万1,000円
		および支出	資本的支出	1億2,941万5,000円

【歳入項目の説明】

《自主財源》

- 町税 町民の皆さんに納めてもらった町民税や、会社の法人税など
- 繰入金 積み立てておいた基金（預金）を取り崩して受け入れたもの
- 分担金および負担金 町が行う特定の事業によって利益を受ける人から徴収されるもの
- その他 町の施設の使用料や証明書の発行手数料、預金利子や前年からの繰越金など

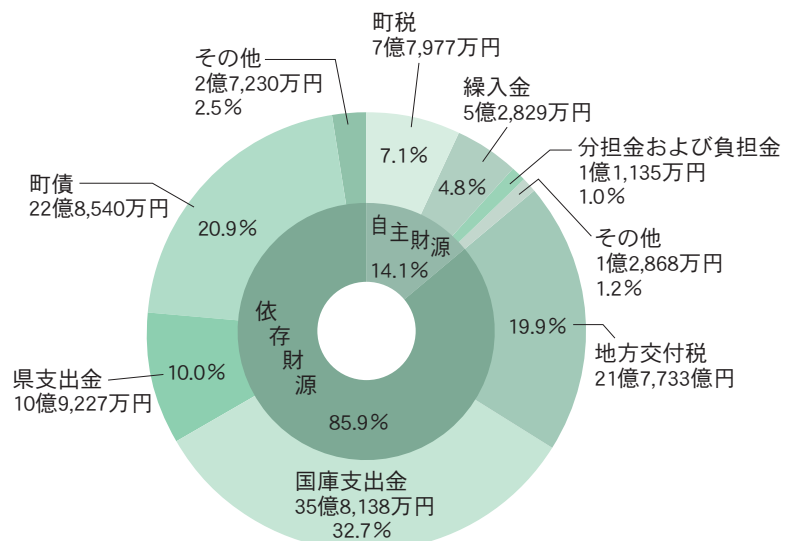
《依存財源》

- 地方交付税 どの市町村でも、ある一定の住民サービスができるように、それぞれの市町村の実情に応じて国から交付されるもの
- 国庫支出金 事業を行うための国からの負担金や補助金
- 町債 道路や小・中学校などの社会資本を整備するための借金
- 県支出金 事業を行うための県からの負担金や補助金
- その他 国から配分される地方譲与税やゴルフ場利用税などの各種交付金

歳入

一般会計歳入総額

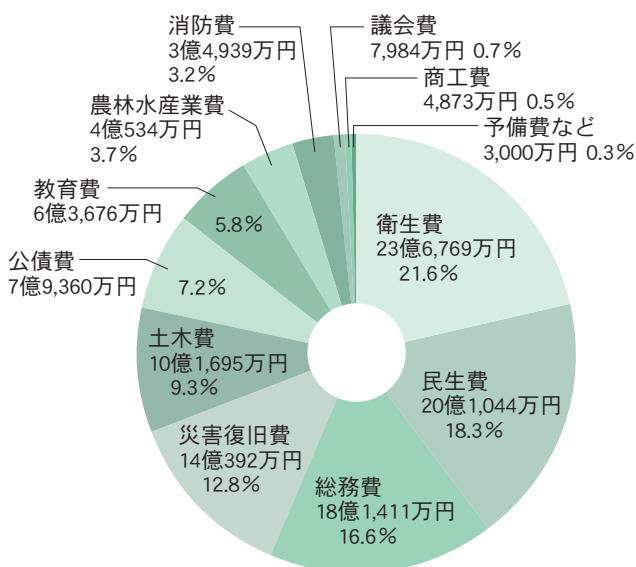
109億5,677万円



歳出

【歳出項目の説明】

- 民生費 高齢者福祉、児童福祉、または障がい者福祉など、町が行う福祉事業全般にかかる経費
- 土木費 町道、河川維持や整備にかかる経費
- 公債費 町の借金である町債を返済するための経費
- 総務費 町全体の運営に関する経費や、財産の管理にかかる経費
- 教育費 小・中学校の義務教育にかかる経費や、公民館活動・保健体育活動などの社会教育にかかる経費
- 衛生費 町民の健康のための経費や、ごみ、し尿などの処理にかかる経費
- 消防費 消防組合・消防団の運営にかかる経費や、防災にかかる経費
- 農林水産業費 農林業振興のための経費や、農道などの維持や整備にかかる経費
- 議会費 町議会の開催や運営にかかる経費
- 商工費 商工業振興や観光対策にかかる経費
- 予備費・災害復旧費・諸支出金 風水害や台風による災害の復旧のための経費など



一般会計歳出総額

109億5,677万円

平成29年度当初予算の主な事業

衛生費 23億6,769万円 (21.6%)

町民の健康のための経費や、ごみなどの処理にかかる経費

- ・災害廃棄物処理事業：17億2,849万円
震災による家屋等の解体・撤去などにかかる経費
- ・ごみ・し尿処理組合負担金：1億9,965万円
ごみ・し尿の処理のために町が負担する経費
- ・国民健康保険特別会計繰出金：1億4,720万円
国民健康保険で使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・浄化槽設置整備事業：6,456万円
合併処理浄化槽設置補助にかかる経費
- ・子ども医療費助成事業：3,958万円
中学3年生までの子どもの医療費無償化にかかる経費
- ・多世代多機能型健康増進事業：981万円
トレーニング機器を活用した健康増進事業や子育てサロン運営にかかる経費

民生費 20億1,044万円 (18.3%)

高齢者福祉、児童福祉、または障がい者福祉など、町が行う福祉事業全般にかかる経費

- ・私立保育所保育の実施費：4億8,130万円
私立保育所運営経費のうち、町が補助する経費
- ・障がい者支援費等扶助費：4億2,175万円
障がい者の自立・生活支援に使われるお金のうち、町が払う経費
- ・後期高齢者医療費：2億4,836万円
後期高齢者医療費で使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・介護保険特別会計繰出金：2億1,989万円
介護保険に使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・災害救助費：2億493万円
震災に伴う住宅応急修繕や応援派遣職員などの経費

総務費 18億1,411万円 (16.6%)

町全体の運営や、財産管理などにかかる経費

- ・災害公営住宅建設事業：10億7,541万円
被災し住家を失い自力再建が困難な人のための公営住宅建設にかかる経費
- ・定住促進助成金：1,284万円
若者の定住を図るために助成する経費

災害復旧費 14億392万円 (12.8%)

熊本地震および豪雨災害によるインフラなどの復旧経費

- ・公共土木施設災害復旧事業：9億9,299万円
町道、河川などの災害復旧経費
- ・農業用施設災害復旧事業：3億70万円
農地、農道および水路などの災害復旧経費

土木費 10億1,695万円 (9.3%)

町道や河川の維持・整備や町営住宅の管理にかかる経費

- ・町道改良舗装事業：4億700万円
町道の新設、改良・舗装などをするための経費
- ・住宅建設：2億1,498万円
町営住宅および子育て支援住宅などの建設にかかる経費
- ・宅地液状化防止事業：1億4,700万円
震災により液状化した芝原地区の液状化再発防止の経費
- ・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業：9,574万円
震災により崩落した大規模盛土造成地の宅地地盤などを復旧するための経費

公債費 7億9,360万円 (7.2%)

町の借金である町債を返済するための経費

教育費 6億3,676万円 (5.8%)

小・中学校の義務教育や、公民館活動・保健体育活動などの社会教育にかかる経費

- ・安津橋総合運動公園整備事業：2億3,386万円
交流拠点として安津橋健康広場を整備するための経費
- ・自治公民館改修等補助金（震災復旧分）：3,930万円
被災した自治公民館の復旧支援のための経費
- ・甲佐高校魅力化事業：1,965万円
甲佐高校の特色ある学校づくりを支援するための経費

農林水産業費 4億534万円 (3.7%)

農林業振興や、農道などの維持や整備にかかる経費

- ・震災復旧緊急対策経営体育成支援事業：1億2,499万円
被災した農業用施設などの復旧支援のための経費
- ・農地耕作条件改善事業：6,322万円
耕作条件不利なほ場に地下排水溝を整備する経費

消防費 3億4,939万円 (3.2%)

消防組合・消防団の運営や、防災にかかる経費

- ・上益城消防組合負担金：1億6,526万円
同組合の運営にかかる経費のうち町が負担する経費
- ・防災公園整備事業：7,144万円
災害時における避難場所の整備のための経費

議会費 7,984万円 (0.7%)

町議会の開催や運営にかかる経費

商工費 4,873万円 (0.5%)

商工業振興や観光対策にかかる経費

- ・観光案内看板等設置事業：1,200万円
やな場などの観光地への案内看板の設置にかかる経費
- ・観光協会補助金：800万円
あゆまつりなどのイベントや観光協会に補助する経費

予備費・災害復旧費など 3,000万円 (0.3%)

予備費などにかかる経費

平成29年度後期高齢者医療保険のお知らせ

■平成29年度の保険料率は
昨年度と同一です

平成29年度後期高齢者医療
保険の保険料率は、次のとお
りです。

●平成29年度の後期高齢者医
療保険料率

▼均等割額
年額47,900円

▼所得割率
9・26%

1人当たりの年間保険料額
は、「均等割額＋所得割額
(基礎控除後の総所得金額×
9・26%)」です。
※上限額は57万円です。

■保険料の軽減内容が見直
されます

平成29年度の保険料軽減対
象者は次のとおりです。

このうち、均等割額の5割
軽減と2割軽減の対象者が拡
大されました。

※後期高齢者医療保険の資格
を得た日の前日まで、被用

者保険加入者に扶養されて
いた人の均等割額は、7割
軽減になります。

●均等割額の軽減(被保険者
と世帯主の総所得金額で計算)

▼9割軽減

基礎控除(33万円)を超え
ない世帯で、被保険者全員が
年金収入80万円以下(そのほ
かの各種所得がない場合)

▼8・5割軽減

基礎控除(33万円)を超え
ない世帯

▼5割軽減

基礎控除(33万円)＋
「27万円×世帯の被保険者数」
を超えない世帯(対象者拡
大)

▼2割軽減

基礎控除(33万円)＋
「49万円×世帯の被保険者数」
を超えない世帯(対象者拡
大)

●所得割額の軽減(被保険者
の総所得金額で計算)

▼2割軽減

被保険者の総所得金額など

が「基礎控除(33万円)＋
58万円」を超えない人
※後期高齢者医療保険の資格
を得た日の前日まで被用者
保険加入者に扶養されてい
た人は、所得割額は掛かり
ません。

■仮徴収額決定通知書を送
付しました

今月から平成29年度後期高
齢者医療保険料の仮徴収が始
まります。仮徴収の対象にな
る人には、「後期高齢者医療
仮徴収保険料額決定通知書」
を送付しました。仮徴収保険
料額などが記載されています
ので、必ずご確認ください。

仮徴収として、4、6、8月
分の保険料が特別徴収(年金
からの差引き)になる人は、
次の要件に当てはまる人で
す。

▼仮徴収の対象者
・平成28年度の保険料が、特
別徴収だった人で、平成29
年2月に支給された年金か
ら特別徴収された人

・平成28年度の4～9月に資
格を取得し、平成28年度の
保険料が普通徴収だった人

※仮徴収となる人の保険料は、
平成29年度の所得が確定し
た後の7月の本算定で決定
します。その後、「後期高
齢者医療保険料額決定通知
書」を送付します。

■あんま・はり・きゅう治
療券の利用について

後期高齢者医療では、あん
ま・はり・きゅうの治療を受
ける場合に、平成30年3月31
日まで使用できる治療券(1
人当たり1,000円の5
枚)を利用できます。

治療券は、町と協定を結ん
でいる施設院で使用できます。
必要な人は、後期高齢者医療
被保険者証と印かんを準備の
上、町住民生活課で申請して
ください。

▼申請期間
4月3日(月)～平成30年
3月30日(金)

熊本地震で被災された方
へお知らせ

熊本地震で被災した後期高
齢者医療保険被保険者の一部
負担金の免除期間を次のとお
り延長します。

▼免除期間

9月30日(土)まで

※現在お持ちの「有効期限が
平成29年2月28日までの後
期高齢者医療一部負担金免
除証明書」が期限までその
まま使用できます。

●後期高齢者医療保険料の減
免について

平成29年度分の保険料の内、
9月までに相当する月割算定
額を対象に減免します。

詳しくは、町住民生活課へ
お問い合わせください。

▼お問い合わせ先
町住民生活課

☎096・234・1113
(内線105)